

# 取引所株価指数証拠金取引説明書

2015年12月制定

2019年9月最終改訂

## 株式会社マネースクエア

金融商品取引業者関東財務局長(金商)第2797号

東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引(以下「取引所株価指数証拠金取引」といいます)をされるに当たっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。

取引所株価指数証拠金取引とは、株価指数を取引対象として、新規取引時点と決済取引時点の取引価格との差に基づいて算出された金銭を授受する取引です。付合せはマーケットメイク方式で、お客様の注文は、株式会社マネースクエア(以下「当社」といいます)を通じて東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引のマーケットメイカーによる呼び値とのみ付合せを行います。

取引所株価指数証拠金取引は、取引対象である株価指数の価格の変動等により、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

### 目次

1. 取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について	2
2. 取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて	5
(1) 取引の方法	5
(2) 証拠金	6
(3) 決済時の金銭の授受	8
(4) 取引規制	8
(5) 税金の概要	8
3. 当社への取引の委託の手続きについて	9
4. 取引所株価指数証拠金取引およびその委託に関する主要な用語	11
5. 株価指数に関する記載事項	14
6. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決について	16

本書面は、当社が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所株価指数証拠金取引(愛称を「くりっく株365」または「株365」といいます)について説明します。

## 1. 取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について

### 【手数料等その他諸費用等について】

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、P10(7) 委託手数料をご参照ください。

### 【証拠金について】

取引所株価指数証拠金取引を行うにあたっては、本書面の「2.(2) 証拠金」に記載の証拠金を担保として差し入れていただきます。必要証拠金額は、当社規定の1枚当たりの必要証拠金額に、建玉数量を乗じて算出します。

なお、必要証拠金額は、東京金融取引所でリスクに応じて算定する証拠金基準額および取引対象である株価指数の価格に応じて当社が別途定める差額証拠金額によって変動しますので、取引所株価指数証拠金取引の取引金額は、常に一定ではありません。

### 【価格変動リスク】

取引所株価指数証拠金取引は、取引対象である株価指数の価格の変動により損失が生じることがあります。また、取引所株価指数証拠金取引の価格は現物の株価指数そのものではないため、需給関係、相場状況等によっては乖離が拡大し、その結果、現物の株価指数から想定していた価格で取引ができないなどの不利益を被る可能性があります。

さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、相場状況によっては差入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

### 【金利変動リスク】

金利相当額については、原則として「買建玉」を保有している場合は支払い、「売建玉」を保有している場合は受取りが発生します。金利相当額の計算には円や外貨の金利が適用されることから、当該金利水準が変動すること等により、保有する建玉の金利相当額を受取額が減少または支払額が増加する可能性があります。

### 【予想配当に関するリスク】

配当相当額については、原則として「買建玉」を保有している場合は受取り、「売建玉」を保有している場合は支払いが発生します。配当相当額は、指数構成銘柄の権利付最終日における予想配当に基づき、その後の株価指数の値に与える理論上の影響値として、東京金融取引所が算出するものです。従って、取引所株価指数証拠金取引に係る配当相当額は、実績配当に基づき算出される配当相当額や指数構成銘柄の現物株についての予想配当および実績配当とは異なります。

### 【為替リスク】

海外株価指数証拠金取引については、マーケットメイカーが為替リスクを勘案して買呼び値および売呼び値を提示するため、為替相場の状況によってはスプレッドが拡大し、想定していた価格で取引ができない等の不利益を被る可能性があります。

### 【ロスカットのリスク】

ロスカット判定時に有効証拠金額が保有建玉を維持するための必要証拠金額の100%を下回ると、当該口座をロスカット状態とし、自動的に取引時間内の商品の未約定の注文が全て取り消され、お客様の計算において、お客様の保有する商品のうち取引時間内にある商品の全ての建玉についてロスカット注文を取引所に発注します。その際に取引の制限として、制限値幅が導入されている株価指数証拠金取引において、ロスカットが通常通り発動せずに想定外のマイナスが発生することがあります。なお、このロスカット発動の

判定は一定の間隔で行われますが、ロスカット判定時の市場動向によっては、ロスカット発動時の有効比率を大きく割り込む可能性があり、想定以上の損失を被ることがあります。

#### 【その他証拠金リスク】

取引所株価指数証拠金取引では、取引に異常が生じた場合またはその恐れがある場合や、決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引き上げ等の規制措置が取られることがあります。そのため、証拠金の追加差入れまたは追加預託等が必要となる場合があります。

#### 【制限値幅のリスク】

市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、反対売買または転売もしくは買戻しによる決済を希望しても、それらが成立できないことがあります。

#### 【システム等のリスク】

取引所株価指数証拠金取引に関するシステム、お客様、当社、取引所の間を結ぶ通信回線等に障害が発生した場合等には、相場情報等の配信、注文発注・執行・訂正・取消し等が遅延したり、不可能になることがあります、その結果、不測の損失を被る可能性があります。

#### 【流動性リスク】

取引所株価指数証拠金取引では、マーケットメイカーが買呼び値および売呼び値を提示し、それに対してお客様の注文がヒットして取引が成立する方式を取っています。その為、状況(天変地異、戦争、政変あるいは各国金融政策・規制の変更、株価指数の構成銘柄を上場する各取引所の制度変更、当該指数の情報配信の遅延・停止、相場の激変等)によって、マーケットメイカーによる買呼び値および売呼び値の安定的、連続的な提示が不可能または困難となることがあり、その結果、想定する価格で取引ができない等、お客様にとって不測の損失が生じる可能性があります。

また、平常時においても流動性の低い株価指数の取引を行う際には、希望する価格での取引ができない等の不利益を被る可能性があります。

#### 【信用リスク】

取引所株価指数証拠金取引においては、清算参加者に対し東京金融取引所が取引の相手方となる「清算制度」を導入しており、お客様の証拠金は、全額東京金融取引所が分別管理しているため、原則としてすべて保全されます。また、お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは分別して管理します。しかし、当社の信用状況の変化等によっては、支払いが滞る可能性や、返還手続きが完了するまでの間に時間がかかる可能性、その他の不測の損失を被る可能性があります。

#### 【両建てリスク】

指定決済方式で両建ての一方を減じて片建て玉が増える決済注文を出す場合、決済枚数に相当する発注証拠金額が必要となります。また、両建てをした場合、建玉を減じる際にはそれぞれの手数料が徴収されますので、お客様にとっては二重の手数料を負担することとなります。

◇取引所株価指数証拠金取引の売買は、クーリング・オフの対象とはなりません。

取引所株価指数証拠金取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 【取引所株価指数証拠金取引の契約の概要】

当社における取引所株価指数証拠金取引については、以下によります。

- ・東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引市場への注文の受託
  - ・取引所株価指数証拠金取引に関するお客様の金銭または建玉の管理
- なお、取引所株価指数証拠金取引の契約は以下の事由により終了することがあります。
- ・当社が定める所定の期限までに必要な証拠金を差入れていただけない等、株価指数証拠金取引口座設定約諾書、取引所株価指数証拠金取引に関する約款等の定めにより、お客様が期限の利益を喪失した場合
  - ・上記のほか、株価指数証拠金取引口座設定約諾書、取引所株価指数証拠金取引に関する約款等に定める解約事由および契約終了事由が生じた場合
  - ・当社が行う金融商品取引業について、登録の取消や廃業、事業撤退等があった場合
  - ・東京金融取引所が取引所株価指数証拠金取引の上場休止または上場廃止等を決めた場合

### ご注意ください

- ・取引所株価指数証拠金取引における現行商品は、2020年度後半※を目処に上場廃止となる予定です。  
※ 上場廃止時期は現時点での予定であり、変更になる可能性があります。
- ・上場廃止時の取引最終日における未決済取引に適用する最終決済価格は、通常は清算価格としていますが、今回の上場廃止は、実質無期限の商品性の有期限への変更を伴うものであることから、この影響を調整した価格(注)で決済することといたします。
- ・現行商品の上場廃止前には、1年に1度だけ対象株価指数で建玉をリセット(最終決済)する新商品を上場する予定です。

(注) 最終決済価格は、以下の方法により決定します。

最終決済価格＝上場廃止日の最終清算数値※<sup>1</sup> × (1 + 公表日(2019年5月24日)前の平均乖離率※<sup>2</sup> - 公表日(2019年5月24日)後の平均乖離率※<sup>2</sup>)

※1. 最終清算数値: 同じ対象株価指数を原資産とする先物取引の満期日決済に用いられている清算数値

※2. 平均乖離率: 取引所株価指数証拠金取引の気配値仲値と対象株価指数との公表日を起点とした前後2週間の乖離率の平均

2019年5月24日の公表日前後2週間の平均乖離率に基づき算出した結果、取引最終日における未決済取引に適用する最終決済価格は、以下の通りとなります。なお、最終決済価格は小数点以下を四捨五入して算出致します。

商品	最終決済価格の算出式
日経225証拠金取引	上場廃止日の最終清算数値※ × (1 - 0.004%(=0.99996))
DAX®証拠金取引	上場廃止日の最終清算数値※ × (1 - 0.021%(=0.99979))
FTSE100証拠金取引	上場廃止日の最終清算数値※ × (1 + 0.233%(=1.00233))
NYダウ証拠金取引	上場廃止日の最終清算数値※ × (1 + 0.088%(=1.00088))

※2020年度後半(予定)の上場廃止時における各株価指数先物の最終清算数値である点にご注意ください。

なお、上記内容は当局からの認可が得られることを前提としております。

## 【当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等】

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業であり、当社において取引所株価指数証拠金取引を行われる場合は、本書面の「3. 当社への取引の委託の手続きについて」によります。

## 2. 取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて

東京金融取引所(以下「取引所」といいます)における取引所株価指数証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行います。当社による取引所株価指数証拠金取引の受託業務は、これらの規則(取引所の決定事項および慣行を含みます。以下同じ。)に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令および日本証券業協会の規則を遵守して行います。

### (1) 取引の方法

当社が取り扱う取引所株価指数証拠金取引の商品の種類は、次の表の通りとします。取引対象、株価指数を構成する株式を上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅および配当相当額の授受は、次の表をご覧ください。

取り扱い商品	取引対象※1	株価指数を構成する株式を上場する取引所名	取引単位	呼び値の最小変動幅	配当相当額の授受
日経225証拠金取引	日経平均株価 (日経225)	東京証券取引所	日経平均株価×100円	1円 (1取引単位 当たり100円)	あり
NYダウ証拠金取引	ダウ・ジョーンズ工業 株価平均(NYダウ)	ニューヨーク証券取引所(NYSE)および NASDAQ	NYダウ ×100円	1ポイント (100円)	あり
DAX®証拠金取引 ※2	DAX®	フランクフルト証券 取引所	DAX® ×100円	1ポイント (100円)	なし
FTSE100証拠金取引	FTSE100インデックス	ロンドン証券取引 所	FTSE100 インデックス ×100円	1ポイント (100円)	あり

※1 株価指数については、「5. 株価指数に関する記載事項」をご参照ください。

※2 配当相当額の授受がない取引所株価指数証拠金取引(DAX®証拠金取引)では、取引対象となる株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数(トータル・リターン指数)となっています。

その他の取引の方法は、次のとおりです。

- a. 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅および発生をロールオーバーといいます。
- b. 金利相当額は、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーにより建玉が繰延べられた場合に発生します。当該繰延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受取ることとなります。
- c. 配当相当額は、権利付最終日に発生し、権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における買建玉の保有者が受取り、売建玉の保有者が支払うこととなります。
- d. 建玉の決済は、指定決済法による差金決済とします。
- e. 両建てが可能となります。
- f. 決済日は、取引が成立した取引日の日本の銀行の2営業日後を原則とします。
- g. 付合せは、当社がお客様から受託した注文とマーケットメイカーが提示した呼び値との間で行われます。
- h. 取引はすべて差金決済で、現物の受渡し等を行いません。

## (2) 証拠金

### ① 証拠金の計算方法

必要証拠金額は、当社が定める1枚あたりの必要証拠金額に建玉数量を乗じる一律方式により計算されます※1。同一商品で売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、売建玉と買建玉の差分(ネット数量)に対してのみ必要証拠金額が計算されます※2。

有効証拠金額は、証拠金預託額に評価損益額、金利相当予定額および配当相当予定額、売買差損益予定額、未実現金利相当額および未実現配当相当額を加算し、未払手数料および未収手数料を差し引くことにより計算されます。

※1当社が定める1枚あたりの必要証拠金額は当社のホームページ上および取引ツール内に表示しております。

※2両建てすることにより買建玉と売建玉が同数になった場合、証拠金は必要ありませんが、その後どちらか片側のポジションの一部または全部を決済するための注文を発注する場合には、発注に必要な証拠金を預託する必要があります。

### ② 証拠金の差入れ

お客様が当社に取引所株価指数証拠金取引を委託する際には、当社で定める額以上の証拠金を差入れることが必要になります。

### ③ 証拠金の維持

お客様は、お客様が取引所に預託している証拠金額が、取引日ごと取引所が建玉について計算する証拠金必要額を下回る場合には、取引所の定めるところにより、お客様が預託した証拠金額と証拠金所要額との差額以上で当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差し入れなければなりません。

### ④ 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

### ⑤ 評価損益および金利相当額・配当相当額の取扱い

保有建玉に係る評価損益の額、ロールオーバーに伴い発生した金利相当額および配当相当額の累計額の合計額がプラスであっても、マイナスであっても、その合計額に相当する額は発注可能額に算入されます。

### ⑥ 証拠金の引出し

証拠金、取引所が定める引出しの基準となる額以上で当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

## ⑦ ロスカットの取扱い

当社は、お客様の有効証拠金額が以下のロスカットルールで定める状況に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売・買戻し、またはその他の措置を行うことができるものとします（「ロスカットルール」といいます）。ただし、この転売・買戻しに係る注文は、ロスカットルールで定める状況に達してから発注されるため、発注時の相場状況等によっては、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

また、取引の制限として、制限値幅が導入されている株価指数証拠金取引において、ロスカットが通常通り発動せずに想定外のマイナスが発生することがあります。

### 【ロスカットルール】

ロスカット判定時に有効証拠金額が保有建玉を維持するための必要証拠金額の100%を下回ると、当該口座をロスカット状態とし、自動的に取引時間内の商品の未約定の注文が全て取り消され、お客様の計算において、お客様の保有する商品のうち取引時間内にある商品の全ての建玉についてロスカット注文を取引所に発注します。このロスカット注文は価格の限度を指定せず、同注文が成立するまでその効力を持ち続けます。なお、ロスカット注文発注後に取引時間外等の事由によりロスカットされるべき商品の建玉が残った場合には、取引再開時以降の価格で当該建玉についてのロスカットによる反対売買を行うものとします。

#### （ロスカット判定）

取引開始時刻が同じ商品の建玉を保有する場合、取引開始以降に保有商品の建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をします。取引開始時刻が異なる商品の建玉を保有する場合、取引開始が先に始まる商品の建玉に関しては、取引開始以降に建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をしますが、取引開始が後から始まる商品の建玉に関しては、取引開始前から建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をします。なお、判定は一定の間隔で行われております。

#### （ロスカット状態）

速やかにロスカット注文が成立するように、取引画面にロックをかけ、新たな売買注文の発注操作を出来ないようにします。

#### （ロスカット状態の解除）

取引時間中の商品の注文の取消と決済が完了するとロスカット状態が解除されます。

#### （ロスカットの対象）

口座がロスカット状態となると、お客様の保有する商品のうち取引時間内にある商品の全ての建玉を対象にロスカット注文が発注されますが、取引時間外の商品の建玉についてはロスカット注文が発注されません。ただし、ロスカット状態が解除されない間に、取引時間外であった商品の建玉が取引時間を迎えると、ロスカット判定が行われることなく、ロスカット注文が発注されます。

#### （評価方法）

両建てであっても、それぞれの建玉を解消するのに必要な気配値（買い建ての評価に用いる気配値と売り建ての評価に用いる気配値は異なります。）で建玉に対して評価しております。もし、ロスカット判定時に、上記「ロスカット判定」記載の気配値がない場合は、直近の気配値で評価しますが、同日のプレオープン開始時まで遡っても同気配値がない場合は前営業日の清算価格にて評価します。

#### （両建て）

ロスカット注文が発注された場合、両建てとなっている部分に関しても、建玉整理による解消とはならず、買い建て、売り建てがそれぞれ別個にロスカットされますので、ご注意ください。

#### ⑧ 証拠金を所定の日時までに入れない場合の取扱い

お客様が証拠金を所定の日時までに入らなかった場合には、当社は、当社の定める方法により当該取引所株価指数証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売または買戻しを行うことができます(お客様が取引所株価指数証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です)。

#### ⑨ 証拠金の管理

お客様が差入れる証拠金は、取引所に預託することにより、当社の資金とは分別されるとともに、取引所においても取引所の資産と分別して管理されます。お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは分別して管理します。

#### ⑩ 証拠金の返還

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った後に、証拠金預託額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

#### ⑪ その他

当社が取引所株価指数証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社にお尋ねください。

### (3) 決済時の金銭の授受

取引所株価指数証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算または減算され、上記「(2) 証拠金 ⑥証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・[約定価格差※×100(円)+累計金利相当額および累計配当相当額]×取引数量

※約定価格差とは、転売または買戻しに係る約定価格と当該転売または買戻しの対象となった買付取引または売付取引に係る約定価格との差(利益が発生する場合には正、損失が発生する場合には負となります)をいいます。

### (4) 取引規制

取引所が市場における秩序維持や公益または投資家の保護のため必要があると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意ください。

- a. 証拠金の額が引上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止または中断されることがあります。
- d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。
- e. 成立した取引が取り消されることがあります。

### (5) 税金の概要

個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額および配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことができ、他の先物商品等との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については、税務当局または税理士等の専門家にご確認ください。)



法人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

### 3. 当社への取引の委託の手続きについて

お客様が当社に取引所株価指数証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

#### (1) 取引の開始

##### ① 本書面の交付を受ける

はじめに、当社から取引所株価指数証拠金取引の契約締結前交付書面(以下「本書面」といいます)が交付されますので、取引所株価指数証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出していただきます。

##### ② 取引所株価指数証拠金取引口座の設定

取引所株価指数証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に取引所株価指数証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れていただきます。その際ご本人である旨の確認書類を提出していただきます。

##### ③ 口座開設申込書

取引所株価指数証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社が適合性を確認するためのお客様情報を当社口座開設フォームに入力していただきます。

##### ④ 顧客審査

本人確認書類の確認とともに、お客様の取引の理解度や取引に関する適合性の審査等を行ったうえでお客様に取引の可否について書面等にてご連絡いたします。

#### (2) 証拠金の差入れ

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差入れていただきます。当社は、証拠金を受入れたときは、お客様に取引報告書兼取引残高報告書を交付します。

#### (3) 委託注文の指示

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を当社が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。

- ① 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称(この場合は東京金融取引所)
- ② 委託する取引所株価指数証拠金取引の種類(商品)
- ③ 売付取引または買付取引の別
- ④ 注文数量
- ⑤ 価格(指値、成行等)

- ⑥ 委託注文の有効期間
- ⑦ その他お客様の指示によることとされている事項

#### (4) 建玉の保有または決済の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引を行う場合には、転売または買戻しとして対象建玉および取引数量を指定することにより建玉を減じる方法または既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法(建玉整理)のいずれかを選択します。なお、同一商品の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てを建玉整理ではなく、それぞれの建玉の反対売買により解消する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなる等の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることにご留意ください。建玉整理によって両建てを解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありません。

#### (5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

#### (6) 証拠金の維持

お客さまが預託した証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

#### (7) 委託手数料

##### ① 委託手数料の額および徴収方法

委託手数料は、各商品一律で1枚あたり片道303円※(税込)で、取引時間終了後に預託された証拠金から差引かれま  
す(ただし建玉整理における委託手数料は無料です)。

※2019年10月1日(火)の約定分から適用。これ以前の手数料は、1枚あたり片道298円(税込)となります。

##### ■ご注意事項

・事前に入力されている指値等もその発注時期に関わらず、約定時点での所定の委託手数料が発生します。

##### ② 1取引あたりの委託手数料の合計額の計算方法

「1枚あたりの委託手数料×枚数」

#### (8) 消費税等の取扱い

消費税等(消費税、地方消費税)については、委託手数料に含めて徴収します。

#### (9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立の都度、お客様からの請求がない場合は毎月(残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます)お客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

#### (10) 電磁的方法による書面の交付

当社による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面または電磁的方法による承諾を

してください。

#### (11) 当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管または決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

- ① 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所株価指数証拠金取引口座を設定する。
- ② 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分等を受けた当社に対しその旨を指示する。お客様が取引所の定める日時までに上記(1)または(2)の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。なお、証拠金は取引所に預託されておりますので、取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者または取引所から返還を受けることができます。

#### (12) その他

当社からの通知書や報告書の内容に相違または疑義があるときは、03-3470-5085にご照会ください。

取引所株価指数証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等につきましては、0120-455-305にお尋ねください。

### 4. 取引所株価指数証拠金取引およびその委託に関する主要な用語

・売付取引(うりつけとりひき)・売建玉(うりたてぎよく)

一般に先物を売る取引をいいます。取引所株価指数証拠金取引の場合は、買戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

・買付取引(かいつけとりひき)・買建玉(かいたてぎよく)

一般に先物を買う取引をいいます。取引所株価指数証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。

・買戻し(かいもどし)

売建玉を手仕舞う(売建玉を減じる)ために行う買付取引をいいます。

・株価指数(かぶかしすう)

市場全体、業態別等、一定の銘柄群の株価を一定の計算方法で指数化したものをいいます。

・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

取引所株価指数証拠金取引を含む金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・金融商品取引業協会(きんゆうしょうひんとりひきぎょうきょうかい)

金融商品取引業者による自主規制団体です。金融庁長官により監督されており、取引所株価指数証拠金取引では日本証券業協会が該当します。

・金融商品取引法(きんゆうしょうひんとりひきほう)

金融商品取引所および金融商品取引(外国為替証拠金取引および取引所株価指数証拠金取引を含む)を規制する法

律です。

・金利相当額(きんりそうとうがく)

同一取引日中において決済されなかった建玉は翌取引日にロールオーバーされますが、このロールオーバーされた場合に金利相当額が発生します。金利相当額は、取引日での決済日を起点に、翌取引日での決済日を終点とし、その間での繰延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受取ることとなります。

・金利相当予定額(きんりそうとうよていがく)

証拠金預託額に反映前の、決済後まだ受渡が完了していない金利相当額の合計額をいいます。

・権利付最終日(けんりつきさいしゅうび)

株主としての権利を得られる権利確定日に株主名簿に名前が記載されるために、株式を保有しておく必要がある日となります。日本株式の受渡しには2営業日が必要であるため、権利確定日から起算して3営業日前\*が権利付最終日となります。権利付最終日に取引所株価指数証拠金取引の買建玉を持越した場合、予想配当相当額を受取る権利がありますが、権利付最終日当日中に転売すると受取る権利はなくなります。逆に権利付最終日に取引所株価指数証拠金取引の売建玉を持越した場合、予想配当相当額を支払う義務がありますが、権利付最終日当日中に買戻しすると支払い義務は発生しません。

\* 2019年7月16日(火)の約定分から適用。これ以前の権利付最終日は、権利確定日から起算して4営業日前となります。

・限日取引(げんにちとりひき)

取引所株価指数証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰越されます。

・取引所株価指数証拠金取引口座設定約諾書(とりひきじょかぶかしすうしょうこきんとりひきこうざせつていやくしよ)

取引所株価指数証拠金取引を始めるにあたって、金融商品取引業者に金融商品取引口座(取引所株価指数証拠金取引口座)を開設し、取引に係る取決めを行うための書面です。

・差金決済(さきんけっさい)

先物取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

・指値注文(さしねちゅうもん)

価格の限度(売りであれば最低値段、買いであれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。

・実績配当(じっせきはいとう)

実績配当とは、株式会社が株主に実際に行う利益の分配、あるいは分配された利益のことをいいます。現物株式の配当は、各会社が決めた配当(実績配当)で支払われます。

・指定決済法(していけっさいほう)

同一の取引所株価指数証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後でお客様が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方法をいいます。

・出金依頼額(しゅつきんいらいがく)

返還を依頼されている金額の合計額をいいます。ただし、当社に対して債務が発生する場合は減額されることがあります。

・証拠金(しょうきん)

先物取引の契約義務の履行を確保するために差入れる保証金をいいます。

・証拠金基準額(しょうきんきじゅんがく)

取引所が定める建玉数量1枚当たりの最低証拠金額をいいます。

・証拠金預託額(しょうきんよたくがく)

受渡が完了した売買差損益、金利相当額および配当相当額の累計額並びに受渡が完了している手数料と入出金額の合計額をいいます。

・スプレッド

同一商品(取引所株価指数証拠金取引では株価指数商品)でのマーケットメイカーの買値と売値の差を指します。

・清算価格(せいさんかかく)

値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が定める価格をいいます。

・建玉(たてぎよく)

先物取引で売買した後、反対売買されずに残っている契約枚数のことです。新規に買うことを「買建」、新規に売るときを「売建」といいます。

・建玉整理(たてぎよくせいり)

同一商品の取引において保有している両建ての建玉(売り・買い同枚数)を、同時に転売および買戻しの申告をすることで、解消することをいいます。

・追加証拠金(ついかしょうきん)

証拠金残高が、日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に、追加して差入れなければならない証拠金をいいます。

・付合せ(つけあわせ)

お客様の注文とマーケットメイカーが提示した呼び値が合致するか照合することをいいます。合致した場合、注文が約定します。

・付合せ時間(つけあわせじかん)

付合せを行う時間をいいます。

・転売(てんばい)

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

・取引日(とりひきび)

取引所において、一営業日の付合せ時間帯開始時から当該付合せ時間帯の終了時までをいいます。

・配当相当額(はいとうそうとうがく)

ロールオーバーがなされた場合、権利付最終日に配当相当額が発生します。配当相当額は、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の保有者に、予想される配当金の支払いが株価指数に与える理論上の影響値に相当する金額に基づいて算出し、買建玉の保有者が受取り、売建玉の保有者が支払うこととなります。なお、取引所株価指数証拠金取引における配当相当額の授受の有無に関しては、「2.取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて (1)取引の方法の「配当相当額の授受」の欄をご覧ください。

・配当相当予定額(はいとうそうとうよていがく)

証拠金預託額に反映前の、決済後まだ受渡が完了していない配当相当額の合計額をいいます。

・売買差損益(ばいばいさそんえき)

一連の売買の成立価格の差によって生じる損益で、決済注文等によって確定した損益をいいます。

・売買差損益予定額(ばいばいさそんえきよていがく)

証拠金預託額に反映前の、決済後まだ受渡が完了していない売買損益の合計額をいいます。

・発注証拠金額(はっちゅうしょうきんがく)

注文中の注文が約定した場合に必要な証拠金額が増加する可能性のある最大の金額をいいます。

・プレオープン時間(プレオープンじかん)

取引が開始される価格水準の目安となるように、付合せ開始前に気配値が提示される時間をいいます。ただし、約定はされません。

・ヘッジ取引(ヘッジとりひき)

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向の建玉を先物市場等で設定する取引をいいます。

・ポジション損益(ポジションそんえき)

建玉毎に計算される、同建玉に関する評価損益、未実現金利相当額および未実現配当相当額の合計額をいいます。

・未払手数料(みばらいてすうりょう)

証拠金預託額から差し引かれる前の委託手数料の合計額をいいます。翌営業日が銀行休業日である場合などを除き、付合せ終了後に証拠金預託額から差し引かれます。

・未収手数料(みしゅうてすうりょう)

出金可能額が不足し、未払手数料が徴収できなかった金額の合計額をいいます。付合せ終了後に充当できる状況であれば、出金可能額の範囲で優先的に差し引かれます。

・予想配当(よそうはいとう)

予想配当とは、確定していない段階で予想される配当のことで、先物取引などでは通常価格に組込まれ取引が行われます。取引所株価指数証拠金取引では、予想配当が採用されていますが、その取引価格に組込まれず別途金銭の支払いが行われます。

・両建て(りょうだて)

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、当社が、お客様の建玉を強制的に決済すること、または、その他の措置を行うことをいいます。

・ロールオーバー

取引所株価指数証拠金取引において、同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅および発生をロールオーバーといいます。

## 5. 株価指数に関する記載事項

日経平均株価(日経225):

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」といいます)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」といいます)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以

下「金融取」といいます)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出および公表しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

#### **ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ):**

Dow Jones Industrial Average™(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)は、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が算出する指数であり、SPDJIがライセンスに係る権利を保有しています。「DJIA®」、「The Dow®」、「Dow Jones®」および「Dow Jones Industrial Average」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)のサービス・マークは、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(以下「DJTH」)からSPDJIにライセンス供与されており、株式会社東京金融取引所(以下「金融取」)による一定の目的のために、SPDJIから金融取へ使用に関するサブライセンスが付与されています。金融取に上場されるダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とするNYダウ証拠金取引は、SPDJI、DJTHおよびそれらの関連会社により後援、承認、販売又は宣伝されるものではなく、これらのいずれもかかる商品への投資の妥当性に関していかなる保証・表明もしていません。

#### **DAX®:**

DAX®はドイツ取引所の登録商標です。DAX®証拠金取引は、ドイツ取引所により保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。ドイツ取引所は、DAX®証拠金取引でのインデックス利用に伴う結果およびインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的及び黙示的な保証および代理権を与えているものではありません。インデックスはドイツ取引所で計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、ドイツ取引所は第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。ドイツ取引所によるインデックスの公表及びDAX®証拠金取引へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、ドイツ取引所としてDAX®証拠金取引への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものではありません。ドイツ取引所はインデックスおよびインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対してDAX®証拠金取引に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用及び参照することを認めたものです。

#### **FTSE100:**

FTSE100証拠金取引について、FTSE International Limited(以下「FTSE」)、London Stock Exchange Groupの会社(以下「LSEG」)(以下「ライセンス供与者」と総称)は、スポンサー、保証、販売、販売促進を一切せず、ライセンス供与者はいずれも、(i)FTSE100(以下「インデックス」)(FTSE100証拠金取引が由来する対象)の使用から得た結果、(ii)上記インデックスが特定日の、特定時間において示す数値、(iii)FTSE100証拠金取引に関連して使用される何らかの目的に対するインデックスの適切性—について、明示、暗示を問わず、請求、予測、保証や意見表明を行いません。ライセンス供与者はいずれも、東京金融取引所またはその顧客、得意先に対し、当該インデックスに関連する金融や投資に関する助言または推薦を提供したことはありませんし、その意思もありません。当該インデックスはFTSEまたはその代理人

が算出します。ライセンス供与者は、(a)インデックスの誤り(過失その他であっても)に対していかなる者に対しても責任を負うものではなく、(b)いかなる者に対してもインデックスの誤りについて助言する義務を負うものでもありません。東京金融取引所はFTSE100証拠金取引の組成にあたり、FTSEよりその情報を使用する権利を取得しています。

当該インデックスの全ての権利はFTSEに帰属します。「FTSE®」はLSEGの商標で、ライセンスに基づきFTSEが使用します。

## 6. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決について

### 会社概要

会社名	株式会社マネースクエア
登録番号	関東財務局長(金商)第2797号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
本社所在地	東京都港区赤坂9-7-1ミッドタウン・タワー40F
代表取締役社長	藤井 靖之
設立年月日	2014年5月20日
資本金	17億円(2018年7月1日現在)

お問い合わせはこちらへ

■商品・口座開設等に関するお問い合わせ 0120-455-305

■報告書等に関するお問い合わせ 03-3470-5085

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者および顧客が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

電話番号:0120-64-5005(フリーダイヤル)

URL:<https://www.finmac.or.jp>

東京事務所:〒103-0025東京都中央区日本橋茅場町2-1-1第二証券会館

大阪事務所:〒541-0041大阪府大阪市中央区北浜1-5-5大阪平和ビル

以上